（削る。）

（削る。）

（削る。）

（許可の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合）

第五条　許可の申請をした後に、当該申請に係る船舶が滅失し、又は沈没した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2　前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。

3　第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。

4　前項の規定にかかわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであって、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。

5　前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。

（許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合）

第六条　許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（船舶適格条件）

第六条　船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。

一　沖合底びき網漁業　船舶の推進機関の出力が別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれの基準にも適合する推進機関を有する船舶については、この限りでない。

イ　発電機関を兼ねるものであること。

ロ　別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ　ロの機器を停止することができないようにするための措置を採つていること。

二　以西底びき網漁業　船舶の推進機関の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

三　母船式捕鯨業　母船が総トン数五千トン以上の船舶であつて鯨体処理設備を有するものであること。

四　中型さけ・ます流し網漁業　方向探知機及び無線電信又は無線電話の装置を有する船舶であること。

（許可証の様式）

第七条　法第五十二条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第四号による。

（変更の許可を要する事項）

第八条　法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、操業区域、操業期間、漁業の方法（沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可に係るものに限る。）及び母船式漁業の場合における法第五十二条第五項の規定による母船又は独航船等の指定とする。

（新設）

（新設）